

## 経営事項審査に関するご案内（再周知）

### < 1・2 級登録経理試験に合格された方について >

令和3年4月1日に建設業法施行規則が改正され、**1・2 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始日から5年を経過した方は、登録経理講習を受講しなければ、経営事項審査において評価されません。**（令和5年3月31日<sup>注1</sup>までは経過措置期間のため、現在は講習未受講の方でも経営事項審査の評価対象。）なお、登録経理講習の詳細につきましては、一般財団法人建設業振興基金までお問い合わせください。

・一般財団法人建設業振興基金 TEL 0570-018-081(平日 9:00~17:00) HP <https://kssc-keiri.com>

	改正前	改正後
イ	公認会計士となる資格を有する者 (公認会計士となるための登録を受けていることを要しない)	公認会計士であって、公認会計士法第 28 条の規定による <b>研修を受講した者</b> (公認会計士として登録されていることが前提)
	税理士となる資格を有する者 (税理士となるための登録を受けていることを要しない)	税理士であって、所属税理士会が認定する <b>研修を受講した者</b> (税理士として登録されていることが前提)
	1 級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から<b>5年経過していない者</b></li> <li>・ 1 級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から<b>5年経過していない者</b></li> </ul>
□	2 級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から<b>5年経過していない者</b></li> <li>・ 2 級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から<b>5年経過していない者</b></li> </ul>

注1:審査基準日において受講の有無を判断します。

注2:**経理処理の適正を確認できる者**の要件についても、**改正後のイに掲げる者**となります。

混雑が予想されます!  
計画的な受講をお願いします!

